

西条市地域産業競争力強化事業

(成長産業等参入事業・販路開拓事業・人材育成事業・知的財産権取得事業)

【公募要領】

[受付期間]

随時募集

[申請書送付先]

〒793-8061 愛媛県西条市明屋敷 164 番地

西条市 産業経済部 産業振興課 経営支援係

令和7年4月

西条市

1. 事業の目的

成長産業等参入事業・販路開拓事業・人材育成事業・知的財産権取得事業の実施に要する経費の一部を補助することにより、競争力強化を支援し、地域産業基盤の強化及び雇用の安定の確保を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

農林漁業者、中小企業者等で、次の各号のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 引き続き1年以上事業を営んでいること
- (2) 市税を滞納していないこと
- (3) 他に同種の補助を受けていないこと

なお、本補助事業における「中小企業者等」とは、以下に該当する者をいいます。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（製造業に属する事業を主たる事業として営むものに限る。）で、市内に住所を有する個人又は市内に本社若しくは事業所を有する法人
- (2) 前号に掲げる者が構成する団体

ただし、次の（1）から（3）のいずれかに該当する中小企業者（以下、「みなし大企業」という。）は、補助対象者から除きます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

※ 大企業とは、上記「中小企業者等」で規定する以外の者であって、事業を営む者をいいます。

3. 補助対象事業等

中小企業者等が自主的に取り組む、企業競争力の強化に資するものであって、以下の（１）から（４）に該当する事業を対象とします。

（１）成長産業等参入事業

①高付加価値型

事業の高度化または高付加価値化に取り組む事業

②海外市場展開型

海外市場への開拓又は展開に取り組む事業

（２）販路開拓事業

製品、技術等のPRや市場拡大を目的とした、愛媛県外で開催される展示会や見本市等への出展

（３）人材育成事業

①法人が主催する従業員の業務上必要な能力の向上又は技術、知識等の習得に資する研修の受講及び資格試験や技能検定など、業務に関連する資格等を取得するための受験（資格試験については、合格となる必要があります。）

②自社の社員等を受講の対象とし、①に規定する法人から派遣される者が、講師を務める研修の開催

（４）知的財産権取得事業

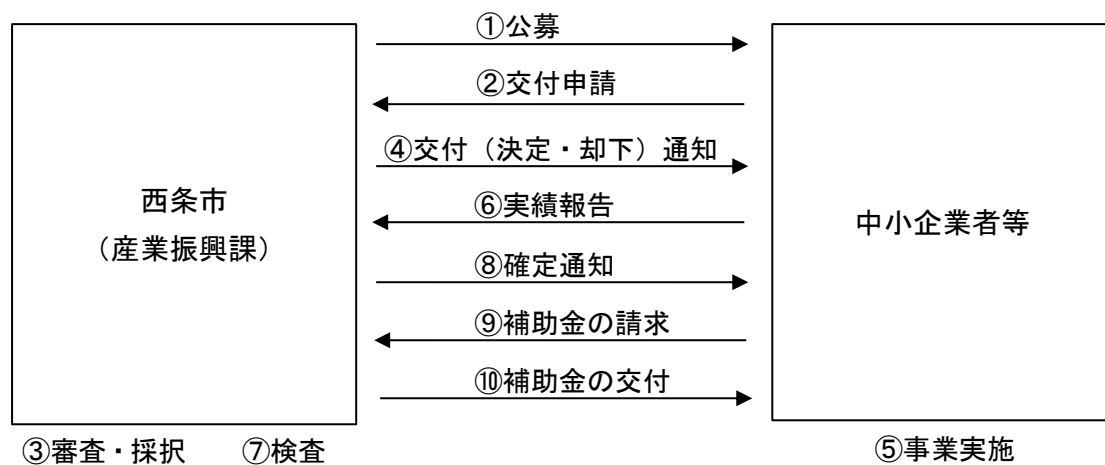
特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成権の国内出願及び外国出願

※ 補助対象外事業

次に掲げる事業は補助対象となりません。補助金交付決定での審査において、以下に該当すると認められた場合は不採択となります。

- 事業の実施（技術的課題の解決方法等）そのものを外注又は委託する事業
- 原材料や商品の仕入等、単なる営利活動とみなされる事業
- 公序良俗に反する事業

4. 事業のスキーム



5. 補助率及び補助対象経費、限度額等

(1) 補助率及び補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額とし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とします。

(2) 補助対象経費・限度額等

補助事業名	補助対象経費	補助対象者	限度額
成長産業等参入事業	【高付加価値型】 調査費、設備費、試作費、技術指導費、委託費、専門家謝金、認証取得費、その他必要と認められる経費	中小企業者等 ・ 製造業 ・ 情報サービス業 ・ 機械設計業	100万円
	【海外市場展開型】 報償費、費用弁償費、委託費、旅費 その他成長産業等参入事業に係る経費として認められるもの	中小企業者	30万円
販路開拓支援事業	会場借上料、輸送費、旅費、委託費、広告宣伝費（展示会等出展に係るものに限る）、その他必要と認められる経費	中小企業者等 ・ 製造業のみ	【国内展示会】 30万円 【国外展示会】 50万円
人材育成支援事業	研修受講料、資格取得費（業務に必要な資格（運転免許を除く。）であり、合格したとき）、講師旅費、謝礼、その他必要と認められる経費	中小企業者等 ・ 製造業のみ	20万円

知的財産権取得事業	出願料、弁理士費用、図面作成費、翻訳料、外国通信費、その他必要と認められる経費	農林漁業者 中小企業者等	【国内】 10万円 【外国】 30万円
-----------	---	-----------------	--

※ 次のいずれかに該当する経費については、補助対象になりません。

- 申請事業者の人件費
- 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- 本市主催の展示会出展事業等に係る費用
- ガソリン代、軽油代等の燃料費
- 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- 通常の生産活動のための設備投資の費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 振込等手数料
- 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下、「消費税等」という。）等）
- 各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 補助金計画書、交付申請書等の書類作成・送付に係る費用
- 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、パソコン、プリンタなど）の購入費
- 原則、中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

5. 応募・申請手続き等補助事業の流れ

（１）募集について

随時募集を行い、先着順での受付となりますが、予算の状況により年度内であっても募集を終了する場合があります。

（２）応募件数等

- 以下の場合を除き、1企業当たり、原則1回の申請を限度とします。
- 成長産業等参入事業については、高付加価値型において1回までの申請とし、それとは別に海外市場展開型は1回までの申請とします。
- 人材育成支援事業については、1企業当たりの年間補助総額を20万円までとします。

(3) 提出書類

西条市地域産業競争力強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。

- ① 定款及び直近1期分の決算書類
- ② 市税納税証明書または委任状
- ③ 事業計画書（実施する事業区分に応じたもの）
- ④ 実施事業の概要がわかる資料
- ⑤ その他市長が必要と認める資料

※申請書、事業計画書等の様式は、西条市のホームページからダウンロードで出来ます。

(4) 審査・決定、変更、補助金の交付等について

- 申請受理後、書面により、その内容を審査します。また必要に応じて、ヒアリングを行うことがあります。
- 審査後、応募者全員に対して、速やかに「決定・却下」についての結果を文書にて通知します。
- 交付決定後、補助事業の内容等を変更（補助事業に要する経費の20パーセントを超えない変更で、補助金の交付目的に反しない事業内容の変更を除く。）、中止又は廃止をしようとするときは、事前に変更承認の申請手続きが必要です。
- 交付決定後であっても、虚偽の申請であることが判明する等の不正があった場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- 補助事業の完了後、実績報告書を提出していただき、書面及び必要に応じてヒアリングにより、検査等を行い、補助事業が完了したことを確認した上で、補助金を交付します。

(5) 申請書類の提出先（問合せ先）

〒793-8601

西条市明屋敷164番地

西条市産業経済部 産業振興課 経営支援係

TEL (0897) 52-1482 E-mail sangyoshinko@saijo-city.jp